

●香川県告示第475号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成23年12月20日から平成24年1月3日まで詫間漁業協同組合において縦覧に供する。

平成23年12月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 発起人の住所及び氏名
三豊市詫間町箱935番地 北山 喜久朗
三豊市詫間町箱1017番地 山下 淳
三豊市詫間町箱686番地 三谷 茂美
- 2 加入区の名称
箱浦加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
詫間漁業協同組合